

令和2年度 第1回名古屋市障害者差別解消庁内推進会議

日時 令和2年8月31日（月） 幹部会終了後
場所 東庁舎大会議室

1 市職員等による障害者差別に関する相談事例について 【資料1】(P1)

2 その他 【資料2】(P9)

<参考資料>

名古屋市障害者差別解消庁内推進会議について(P11)

障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例ガイドブック（別添）

1 市職員等による障害者差別に関する相談事例について

(1) 趣旨

令和元年度下半期に、各局室区から報告があった障害者差別に関する相談事例の集計結果を、各部署へフィードバックすることで、障害者差別に関する取り組みに活かしていただくもの。

(2) 集計件数

件数	職員の対応			事務事業の実施方法等		施設のバリアフリー関係	その他の相談等
	差別的言動	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供	不当な差別的取扱い	合理的配慮の不提供		
2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件

(3) 相談事例の概要

・その他の相談等

相談者	障害当事者（肢体不自由）の家族
相談内容	小学校に配置されている学校生活介助アシスタントが肢体不自由の子どもに学校内の支援をしてくれているが、親の付き添いもしており負担が大きい。また、学習の遅れも心配である。環境改善について、一層の配慮をしてほしい。（教育委員会）
対応	家族からの相談を受け、学校生活介助アシスタントの配置時間の見直しや、特別支援学級での生活を試行するなど、学校が必要な支援を行うことで、家族の付き添いは不要となった。
ポイント	障害のある人の家族からの申し出を受けて配慮を行った事例。

(参考) 学校生活介助アシスタント

幼稚園、小・中・高等学校に在籍する障害のある幼児児童生徒に、学校（園）内における移動や生活動作の補助、宿泊を伴わない校外学習における補助や校内生活の安全配慮等を実施

職場内における合理的配慮の不提供について（市職員からの相談）

相談者	障害当事者（肢体不自由）
相談内容	<p>配属先において、障害者である自分に対し合理的な配慮がなされていなかった。今後、名古屋市で採用される障害者のために、話や意見の言える職場になって欲しい。</p>
対応	<p>当該職員への合理的配慮については、採用当初より身体障害の状況に応じて移動を最小限にするなど配慮するとともに、その後も本人の職務状況やヒアリング等をふまえ、担当業務の見直しを行うなど、具体的に対応してきたが、その合理的配慮への十分な理解を組織内に徹底させられなかった。</p> <p>今後も、障害のある方が気持ちよく職務に従事できるよう、適切な合理的配慮のもと具体的な職務分担等を検討するとともに、他の職員に対して、障害者への合理的配慮の意識の徹底や、職員同士が気楽に話し合える場を設け、コミュニケーションの円滑化が図られるよう努めていくこととした。</p> <p>以上の内容を本人へ回答した。</p>
ポイント	<p>職員の障害のある人への合理的配慮の理解と、職員同士の話し合いを通じた相互理解の必要性が分かる事例。</p>

【参考】本市の事業に関連する事案（1件）

視覚障害のある人への対応に関する訴訟について、和解が成立したもの

事案の概要	視覚障害のある人がコンサート（民間事業者と本市の共催事業）の観覧に行った際に、歩行可能であるのに、車いすに乗せられて案内をされた。また、指定席のチケットを購入していたが、指定席とは異なる座席に案内されて鑑賞することとなった。 （観光文化交流局）
和解条項 （本市に係るものに限る）	（1）被告ら（本市及び民間事業者）は、障害に配慮して実施される措置が、障害者にとっては意に沿わないものであっても断りにくい状況にあり、障害者の立場を考慮して実施した措置であっても、それが本人の意向に沿わない措置であれば、かえって障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する可能性があることを改めて確認する。 （2）被告らは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、その趣旨に沿った対応を行っていくことに努める。
和解を受けた 対応	（観光文化交流局） 今回の事例について所属職員へ周知するとともに、障害者差別解消推進条例のガイドブックを各課及び関係団体・施設等に配布し、条例の周知徹底を図った。（P4～P5 参照） （健康福祉局） 庁内の各局区室あてに「障害のある人への適切な対応について（依頼）」を通知し、所属職員への周知とともに、関係各課を通じた指定管理事業者等の事業委託事業者や共催事業者等への周知徹底を図った。（P6～P7 参照）

【留意点】

- ・ 障害のある人が求める配慮は、障害の特性、性別、年齢や具体的な場面などによって一人ひとり違うため、思い込みにより一方的な押し付けとなることのないよう、双方の話し合いによる相互理解を通じて、柔軟に対応することが必要。
- ・ 障害の特性に合わない配慮をすることや本人の意向に沿わない配慮をすることにより、かえって苦痛となることもあるため、相手の立場に立って本当に必要な配慮を判断することが大切。

事務連絡
令和2年1月29日

各所属長様

観光文化交流局総務課長

CBC国際音楽祭訴訟の和解及び観光文化交流局における対応について

みだしの訴訟につきましては、下記のとおり、令和2年1月20日付で和解が成立しました。

和解の条項の中には、本市に対して、障害者に対する配慮として実施される措置が、特定の状況下においては、不当差別に該当する可能性があることを確認することに加え、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を今後とも順守すること、が盛り込まれております。

今回提示された和解条項への対応の一環として、平成31年4月1日に施行された障害者差別解消推進条例の周知徹底を行うことといたしますので、各所属及び関係団体・施設等に別添のガイドブック（健康福祉局作成）を配付し、関係者及び利用者等への周知徹底を図っていただくようお願いいたします。

ガイドブックの必要部数を取りまとめますので、2月7日（金）までに別紙様式にてお知らせいただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 本訴訟における請求の原因

平成30年7月5日、日本特殊陶業市民会館にて開催された第41回名古屋国際音楽祭に訪れた原告が、会場スタッフによって移動時に車椅子を利用させられたこと、購入した指定席以外の座席での鑑賞を余儀なくされたこと等は、原告の視覚障害を理由として行われた不当な差別的取扱いに当たり、精神的苦痛を被ったと主張し、債務不履行及び不法行為に基づく損害賠償として当該イベントの主催者である株式会社CBCテレビ及び共催者である名古屋市に対して、連帯して165万9,218円の支払いを請求したもの。

2 和解条項（本市に係るものに限る）

(1) 被告らは、障害に配慮して実施される措置が、障害者にとっては意に沿わないものであっても断りにくい状況にあり、障害者の立場を考慮して実施した措置であっても、それが本人の意向に沿わない措置であれば、かえって障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する可能性があることを改めて

確認する。

- (2) 被告らは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、その趣旨に沿った対応を行っていくことに努める。
- (3) 原告は、その余の請求を棄却する。

(観光文化交流局総務課 志賀 3166)

各局室区人事担当課長 様

健康福祉局障害福祉部主幹
(障害者差別・バリアフリーの推進)

障害のある人への適切な対応について (依頼)

日頃は、障害福祉施策の推進にご理解とご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、先般、新聞等でも報道されておりましたが、本市と民間事業者が共催で実施した事業における視覚障害のある人への対応に関する裁判において、「別添」のとおり、和解が成立しました。

この和解調書においては、本市に対して、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」とします。）を順守するとともに、その趣旨に沿った対応を行っていくことに努めることなどが求められております。

つきましては、貴所属職員に対し、あらためて障害者差別解消法、障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例、名古屋市職員対応要領の内容を周知していただき、障害のある人への適切な対応に努めていただくとともに、指定管理事業者等の事業委託事業者や共催事業者等へも適切な対応を行っていただくよう、周知をお願いいたします。

なお、健康福祉局障害企画課では「別添」のとおり、障害や障害のある人への正しい理解や障害者差別解消の推進に関する必要な情報提供を行っておりますので、ご参照ください。

視覚障害のある人への対応に関する裁判について

<p>事案の概要</p>	<p>視覚障害のある人がコンサート（民間事業者と本市の共催事業）の観覧に行った際に、歩行可能であるのに、車いすに乗せられて案内をされた。また、指定席のチケットを購入していたが、指定席とは異なる座席に案内されて鑑賞することとなった。</p>
<p>和解条項 (本市に係るものに限る)</p>	<p>(1) 被告ら（本市及び民間事業者）は、障害に配慮して実施される措置が、障害者にとっては意に沿わないものであっても断りにくい状況にあり、障害者の立場を考えて実施した措置であっても、それが本人の意向に沿わない措置であれば、かえって障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する可能性があることを改めて確認する。</p> <p>(2) 被告らは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、その趣旨に沿った対応を行っていくことに努める。</p>

【留意点】

障害のある人が求める配慮は、障害の特性、性別、年齢や具体的な場面などによって一人ひとり違うため、思い込みにより一方的な押し付けとなることのないよう、双方の話し合いによる相互理解を通じて、柔軟に対応をする必要があります。

また、障害の特性に合わない配慮をすることや本人の意向に沿わない配慮をすることにより、かえって苦痛となることもあります。相手の立場に立って本当に必要な配慮を判断することが大切です。

【参考】障害や障害のある人への正しい理解や障害者差別解消の推進に関する情報提供

障害者差別解消の推進に関する情報等をイントラネットで掲載しています。

http://www.intra.city.nagoya.jp/kenfuku/shougaiikaku/sabetsukaishou/_TOP_障害者差別解消のページ.htm
所属別ページ>健康福祉局障害企画課>障害者差別解消 からアクセスできます。

【掲載の概要】

- ・ 関係法令
 - ・ 障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例
(条例のガイドブックも掲載)
 - ・ 障害者差別解消に関する過去の研修テキスト
 - ・ 障害者差別に関する相談事例や合理的配慮の好事例
 - ・ こんなときどうする?～障害を理解し、配慮のある接し方をするためのガイドブック～
- など

2 その他

○条例ガイドブックの作成・配布

「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」に関する理解促進を図るため、条例の内容や考え方について、具体的な事例やイラスト、分かりやすい表現を用いて解説した冊子を作成し、令和2年3月に各局室区的全課及び公所に配付した。(別添参照)

※イントラネットにも掲載

別表1

会計室長
防災危機管理局長
市長室長
総務局長
財政局長
スポーツ市民局長
経済局長
観光文化交流局長
環境局長
健康福祉局長
子ども青少年局長
住宅都市局長
緑政土木局長
上下水道局長
交通局長
病院局長
消防長
選挙管理委員会事務局長
監査事務局長
人事委員会事務局長
教育長
市会事務局長
中村区長
中区長

別表2

会計室出納課長
防災危機管理局総務課長
市長室秘書課長
総務局総務課長
財政局総務課長
スポーツ市民局総務課長
スポーツ市民局人権施策推進室主幹（人権企画）
経済局総務課長
観光文化交流局総務課長
環境局職員課長
健康福祉局職員課長
子ども青少年局総務課長
住宅都市局総務課長
緑政土木局総務課長
上下水道局総務部総務課長
交通局営業本部総務部人事課長
病院局総務課長
消防局総務部職員課長
選挙管理委員会事務局次長
監査事務局監査第一課長
人事委員会事務局審査課長
教育委員会事務局総務部総務課長
教育委員会事務局教務部教職員課長
市会事務局総務課長
中村区区政部総務課長
中区区政部総務課長